

派遣法に基づく情報公開 (マージン率などの情報について)

令和 8 年 6 月 30 日

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 23 条第 5 項の規定に従い、
下記事業所における労働者派遣事業に係わる情報をお知らせいたします。

- ・ 事業所の名称 株式会社アレス
- ・ 事業所の所在地 熊本県熊本市中央区水前寺公園 28-47-102
- ・ 派遣許可番号 派 43-300262
- ・ 算出期間： 令和 7 年度（令和 7 年 6 月 1 日～令和 8 年 5 月 31 日）

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 1. 派遣労働者の数 | 34 人（算出期間末日時点） |
| 2. 派遣先事業所数 | 20 事業所 |
| 3. 労働者派遣に関する料金の額の平均額 | 14,813 円（8 時間 全業務平均） |
| 4. 派遣労働者の賃金の額の平均額 | 10,629 円（8 時間 全業務平均） |
| 5. マージン率 | 28.2% |

《マージン率に含まれる費用》

法定福利費（労働保険、社会保険加入対象者（介護保険対象者も含む）の保険料金、厚生費（健康維持等、支給規定に基づく慶弔見舞金）、有給休暇引当費用、教育研修費用、労務管理費用等（管理部門・営業部門の人件費および活動費、募集・採用に関する費用、事務所運営費、営業利益など）が含まれています。

6. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

日本人材派遣協会《JASSA キャリアカレッジ》による e ラーニングを中心に、教育訓練を実施しています。入職時の「入職時等基礎研修」の他、年次研修として「職種・職能別訓練」「ワークスタイル多様化研修」「リーダー研修」「コミュニケーション能力研修」「ビジネススキル研修」「コンプライアンス研修」などの幅広いメニューで自身の経験・スキルに合わせて段階的にバランスよくスキルアップする機会を提供いたします。

1 労働安全衛生法第 59 条の規定に基づく安全衛生教育

2 キャリアアップに資する教育訓練

①入職時等基礎研修……初めて当社で派遣就業を開始される方（約 1 時間）

②年次研修……1 年以上の継続就業が見込まれる方

＊入職から 3 年目までは年間概ね 8 時間以上、4 年目以降・無期雇用労働者は年間 1 時間以上

＊主な実施方法：E-ラーニング

＊賃金支給：有給

＊訓練費負担：無償

教育訓練の機会を提供するにあたり、派遣労働者が受講しやすい方法として E-ラーニングを採用する。なお、受講を促す啓発措置として、入職時に書面及び口頭でキャリアアップの意義や受講方法等を確実に説明し、E-ラーニング期間（概ね 1 ヶ月の期間内に 8 時間）を指定して事前にその方法を E-メール等で詳しく説明することと受講に関する問合せ窓口担当を設置し、受講管理を確実に行う。

種類	対象者	方法	実施	賃金支給の別	費用負担
入職時等基礎的訓練	雇入れ時	off-jt (e-ラーニング)	派遣元	有給	無償
職能別訓練	派遣就業中の派遣労働者	off-jt (e-ラーニング)	派遣元	有給	無償
職種転換訓練	(1~4 年以降)	off-jt (e-ラーニング)	派遣元	有給	無償
階層別訓練		off-jt (e-ラーニング)	派遣元	有給	無償
その他教育訓練		off-jt (e-ラーニング)	派遣元	有給	無償

7. 雇用安定措置を講じた人数等の実績

期間	対象派遣労働者数	第 1 号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数		第 2 号の措置（新たな派遣先の提供）を講じた人数		第 3 号の措置（派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用）を講じた人数	第 4 号の措置（その他の措置）を講じた人数			第 1 号から第 4 号までのいずれの措置も講じなかった人数
		うち、派遣先で雇用された人数		うち、新たな派遣先で就業した人数			教育訓練（雇用を維持したままのものに限る）	紹介予定派遣（※ 2）	左記以外のその他の措置	
計	6	1	1	5	1					
3 年見込み										
2 年半から 3 年未満見込み										
2 年から 2 年半未満見込み	3			3	0					
1 年半から 2 年未満見込み										
1 年から 1 年半未満見込み	2	1	1	1	0					
1 年未満見込み（※ 1）	1			1	1					

※ 1 「1 年未満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が 1 年以上の者（登録中の者を含む）に限る。

※ 2 （7）欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数（人）」の内数であること。

8. キャリア・コンサルティング窓口

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 電話番号：096-213-7755

9. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- ・労使協定を締結しているか否か：締結済み
- ・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：原則として、弊社と派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者
- ・労使協定の有効期間の終期：令和 9 年 3 月 31 日

10. 福利厚生・その他

- *子育て支援『病児・病後児保育』支援サービス
- *給与即時支払いサービス
- *昇給制度「キャリアステップ」導入
- *「時間単位での有給休暇取得制度」導入
- *慶弔金制度あり
- *有料職業紹介事業許可（43-ユ-300109）
- *有料職業紹介の実績あり